

告示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	所在地	所有者
天然記念物	龍ヶ谷の障子岩（断層鏡肌）	埼玉県入間郡越生町大字龍ヶ谷字障子岩千五十三番地一の一部、千五十三番地四の一部、千五十五番地一の一部、千五十五番地三の一部（別図のとおり）	吉田尚男、八木原啓介



求積表

地番	1053-1、1053-4、1055-1、1055-3の一部			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
11	143.283	508.843	-83.034	-11897.360622
13	104.492	499.257	64.399	6729.180308
16	110.620	573.242	83.034	9185.221080
22	171.353	582.291	-64.399	-11034.961847
合 計				-7017.921081
合計面積				3508.9605405
地 積				3508.96m ²

